

**第 66 回大阪市廃棄物減量等推進審議会
議事録**

令和 3 年 7 月 7 日（水）
大阪市環境局 第 1・2 会議室

開会 14時30分

○奥家庭ごみ減量課長代理

定刻となりましたので、ただ今から「第66回大阪市廃棄物減量等推進審議会」を開催させていただきます。本日、司会進行をさせていただきます。環境局事業部家庭ごみ減量課課長代理の奥でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、取材等についてでございますが、本日は取材等を行う報道機関はございませんので、ご報告させていただきます。

次に、委員の出席状況についてでございます。本日の審議会については本会場に3名、また、WEB参加により6名、あわせて9名の委員にご出席をいただいております。なお、WEB参加いただいている委員につきましては、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声が届くことを、会長にもご確認いただいております。また、委員数14名のうち、半数以上のご出席をいただいておりますので「審議会規則 第5条第2項」に照らしまして本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、ご出席の委員の皆さまのお名前をご紹介します。まず、本会場にご出席の方を紹介します。

(審議会委員出席者紹介)

○奥家庭ごみ減量課長代理 次に、WEBでの参加の委員をご紹介します。

(審議会委員出席者紹介)

○奥家庭ごみ減量課長代理 なお、大阪市地域女性団体協議会 副会長の大成委員、特定非営利活動法人ごみゼロネット大阪 理事の柴田委員、近畿百貨店協会の長命委員、日本チェーンストア協会関西支部 参与の南野委員、弁護士の福井委員におかれましては、本日、欠席されております。

引き続き、大阪市側の出席者をご紹介します。

(大阪市出席者紹介)

○奥家庭ごみ減量課長代理 以下、WEB で参加しております。

(大阪市出席者紹介)

○奥家庭ごみ減量課長代理 また、本市におきましては、ごみの焼却処理事業を八尾市、松原市、守口市と共に、一部事務組合において実施しておりますことから、本日は大阪広域環境施設組合からも本審議会に出席いただいておりますので、紹介させていただきます。

(大阪広域環境施設組合出席者紹介)

○奥家庭ごみ減量課長代理 なお、事務局長の蓑田につきましてはWEB 参加となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、大阪市を代表いたしまして、青野環境局長からごあいさつ申し上げます。よろしくお願いいたします。

○青野環境局長

先ほどご紹介いただきました環境局長の青野でございます。委員の皆様方にはご多用の中、また、依然として新型コロナウイルス感染症が厳しい状態の中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、廃棄物減量等推進審議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本審議会では、令和2年度のごみ処理量等についてご報告をさせていただくとともに、コロナ禍及びポストコロナにおける今後のごみ減量施策の検討につきまして、また、プラスチックごみをめぐります国の動向に対する本市の対応について、各委員の皆様方のご意見を賜りたいと考えております。

まず、令和2年度のごみ処理量につきましては約86万トンとなりまして、令和元年度と比べまして約7万トン減少いたしております。

現在も「まん延防止等重点措置」の発令が続いておりますが、令和2年度につきましては新型コロナウイルス感染症の感染拡大により「外出の自粛」「移動制限」、また、「新しい生活スタイル」の実践でありますとか「在宅勤務・テレワーク」といったことの浸透がございます。私たちの行動あるいは意識が変化する中で、ごみの処理量にも大きな影響があったと思っております。

具体的には後ほど詳しく担当課長からご報告させていただきますが、飲食店、商業施設等か

ら排出される「事業系ごみ」が約 14 パーセントと大きく減少する一方で、ご家庭から排出される「家庭系ごみ」が 1.5 パーセントの増加となっております。

一方、気候変動問題や海洋プラスチック問題等がクローズアップされる中で、プラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的といたします「プラスチック資源循環促進法」が全会一致で成立をいたしまして、令和 3 年 6 月 11 日に公布されております。

今後、プラスチック製品の製造、販売、流通等に関わるあらゆる主体におきまして、プラスチック資源循環の取組を促進するための措置が講じられることとなります。

例えば、プラスチック製品の設計であります製造段階におきましては、環境配慮設計の指針を設けて、その指針に適合した製品の利用を促進すること。あるいは、私ども市区町村が、家庭から排出されますおもちゃ、食器等のプラスチック製品、これらを、現在分別収集している容器包装プラスチックとあわせて一括回収するというようなことで、さらにリサイクルを促進しようということになっております。

こういった状況を踏まえまして、本市といたしましても、今後ごみ減量施策の一層の充実を図るとともに、プラスチック資源の効果的・効率的な回収・リサイクルの実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、来る 2025 年、大阪・関西万博に向けまして、SDGs 達成に貢献する開催都市といたしまして、内閣府からは昨年 7 月に大阪府とともに SDGs 未来都市に選定、認定をいただいております。ご報告事項として、「まちの美化」の観点から令和 3 年 7 月 1 日よりごみの午前収集の拡大も図っているところでございます。

委員の皆様方にはそれぞれの立場から忌憚のないご意見をいただくように、よろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○奥家庭ごみ減量課長代理

それでは議事に移らせていただきます。WEB 参加の委員の皆さまにおかれましては、マイクは OFF の状態のまま、カメラを ON にしていただきますようお願いいたします。

本日の会議は、事前に皆さまにご送付させていただいております資料データをもとに説明をさせていただきますので、ご準備ください。来庁によりご出席いただいている皆さまは、席に配布している資料によりご確認ください。なお、WEB 会議システムを活用しての本審議会の開催は初めてのため、不慣れではございますが、何卒ご容赦のほどよろしくお願いいたします。

以降の議事につきましては、水谷会長にお願いしたいと思います。会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○水谷会長

はい、承知いたしました。改めまして、水谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。私もこのシステムを使って、また、自分自身が会場からというかたちでの参加は初めてですので、若干不慣れなところがあるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは、資料に沿って議事を進めたいと思います。まず、事務局から報告事項について説明をお願いいたします。

○小松家庭ごみ減量課長

改めまして、環境局事業部家庭ごみ減量課長の小松でございます。

お手元の「第66回 大阪市廃棄物減量等推進審議会 資料」に沿いまして、説明をさせていただきます。2 ページ目の「目次」をご覧ください。本日説明させていただきます4項目を記載しております。

まず、報告事項といたしまして「令和2年度ごみ処理量」と「午前収集の拡大」の2点、議題といたしまして「ごみ減量の進捗状況と今後のごみ減量施策の検討」「プラスチックごみをめぐる国の動向」の2点、合計4項目となっております。

まずは、報告事項の2点につきまして説明をさせていただきます。3 ページ目をご覧ください。この間の大阪市のごみ処理量の推移を表しているグラフになります。棒グラフが並んでおりますが、これが大阪市のごみ処理量、いわゆる焼却工場での焼却量となっております。この間の本審議会におきましても継続して報告させていただいているところです。本市では平成3年度のごみ処理量217万トンピークをピークといたしまして、ここからごみ減量、3Rのさまざまな取組をさせていただきますとともに、市民、事業者の皆さんのご協力をいただくことで平成26年度にはごみ処理量が100万トンを下回り、94万トンとなりました。

しかし、近年につきましてはごみ減量の推移が鈍化いたしまして、平成28年度、29年度におきましては90万トン、平成30年度には若干増加に転じまして93万トン、令和元年度も93万トンと横ばいとなっております。そのうち、事業系のごみが平成28年度、29年度は54万トンまで減少いたしましたが、平成30年度には57万トンに増加しております。これは外国人観光客、いわゆるインバウンドの増加に伴うものと推測されます。しかしながら令和2年度

につきましては、このあと詳しく報告いたしますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、特に事業系のごみの収集量が減少したため、ごみ処理量全体も 86 万トンと大きく減少しているところ です。

続きまして、4 ページ目をご覧ください。令和 2 年度のごみ処理実績についてのフローチャートとなっております。令和 2 年度の全ごみの収集量は 91.6 万トンでございます、その内訳が、家庭系ごみが 41.1 万トン、事業系ごみが 49.9 万トン、環境系ごみが 0.6 万トンとなっております。白い枠の中にそれぞれの区分を示しておりますので、またご参照いただきたいと思います。これら総収集量 91.6 万トンのうち、直接焼却工場に搬入されるものが 84 万トンとなっております。また、資源化を行うものとしまして、分別収集しました 6.7 万トンのうち、資源回収量 5.9 万トンと金属回収量 0.2 万トンを合わせたものが資源化量となり、合計 6.1 万トンとなっております。

資源収集量 6.7 万トンのうち、選別したあとの残渣等で焼却処分が必要なものが 0.8 万トン、破砕処理量 0.9 万トンのうち、後に焼却処分が必要なものが 0.7 万トンということで、最終的に焼却されるものが 85 万 5,000 トンとなっております。

また、埋立処分量（焼却灰）ですが、焼却後に発生する焼却灰は 13 万 5,000 トンでありまして、北港処分地と大阪湾フェニックスの処分地で埋立処分を行っているところでございます。

なお、このあとも「ごみ収集量」という言葉と「ごみ処理量」という言葉が出てまいります。 「ごみ収集量」は実際に収集した量で、図の一番左にあります 91.6 万トン、「ごみ処理量」というのは焼却処理した量のこと、図の真ん中少し右、赤い四角囲みの 85.5 万トンということですので、「ごみ収集量」と「ごみ処理量」の違いをご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、5 ページ目をご覧ください。報告事項の 2 点目ですが、本市におきまして令和 7 年の大阪・関西万博の開催に向け「国際観光都市」をめざす中で、重要課題であります「まちの美化」の観点から、これまで 9 時から開始しておりましたごみ収集を、本年、令和 3 年 7 月 1 日から作業時間を 30 分繰り上げまして 8 時 30 分から開始してございまして、新聞やテレビでも報道していただいたところでございます。

また、ごみの排出時間の周知につきましては、これまで市民の皆さんには一律「収集日の午前 9 時までにごみをお出してください」とアナウンスをしておりましたが、本年 7 月 1 日からは「午前の収集地域は 8 時 30 分までに、午後の収集地域は 12 時 30 分までにお出してください」と

いうふうに改めさせていただいたところです。

これによりまして、午前中に収集する地域の割合は、令和元年度の 45 パーセントから 65 パーセントに拡大するということとなります。午前・午後の収集地域の確認につきましては、ホームページやごみ分別アプリから行えるようになっております。

今後につきましては、さらなる収集時間帯の精緻化を図りまして、令和 4 年 1 月頃には各地域の収集時間帯を 8 時 30 分から 10 時 30 分といったように、概ね 2 時間程度の幅でお知らせする予定をしているところでございます。

報告事項は以上となります。よろしくお願いたします。

○水谷会長

はい、ありがとうございます。それではただ今ご説明いただいた内容に関しまして、ご質問等ございませんでしょうか。WEB 参加されている方で発言されたい方は「挙手のボタン」を押していただいて、私のほうから指名させていただきますので、それから発言をお願いいたします。

それではいかがでしょうか。では、飯田委員、お願いいたします。

○飯田委員

5 ページの「午前収集の拡大」についてなのですが、この 30 分繰り上げることで、何を効果的に考えておられるのかというのを聞きたいことと、あと、私も実際、7 月 1 日から 8 時半にごみを出しているのですが、実際に収集に来る時間は同じ感じがしています。あと、マスコミ等でお知らせをされていると言われているにもかかわらず、私はテレビでも見ていなかったということと、やはり町会等に入っていない方もいらっしゃるのので、この「8 時半にごみを出してください」という知らせ方をどのように工夫されているのかというのをお聞かせください。

○山下事業管理課長

事業管理課長をしております山下でございます。まず、午前収集の拡大について、今回、全体的には 30 分前倒しをさせていただいたということですが、現行の車 1 台当たりの作業工程で申し上げますと、環境事業センターという車両の拠点がございます、そこを朝 9 時に出発いたしまして、午前中は基本的には 12 時までの 3 時間作業を行っております。そして、午後からの作業につきましては、13 時に出発し、一定 17 時までかけてごみ収集をしているということで、午後につきましては 4 時間。午前は 3 時間、午後は 4 時間という作業工程になっておりま

す。

車1台当たり、収集して焼却工場に持っていくという工程にかかりましては1日4回から5回実施しておりますけれども、6月以前は午前中に2回、午後に2、3回というような工程でした。そちらを今回30分前倒しすることにより、また、これに伴い職員の休憩時間等も少し後ろに倒すことで、午前中に2回、午後に2、3回であった行程作業を、午前中2、3回、午後2回にするようなかたちで、先ほど資料の方でご説明させていただいた午前中に収集する地域の割合を約2割拡大したというような格好になってございます。

この間カラスにつつかれる等の被害もございますので、今回の取組で、まちなかにごみが滞留している時間を極力少なくしたいというところで、全地域というわけにはいかなかったのですけれども、一部でも拡大できないかということで、この7月から取り組んでいるところでございます。

地域によりましては、感覚的には30分、あまり変わらないというようなイメージをお持ちのところもありますし、逆に言いますと、今までは午後の収集であったが7月から午前が変わるといった地域もございます。その場合は、大体1時間半とか2時間くらい時間帯が変わってくるような状況でございます。

周知にかかりましては、特に午後から午前が変わるといった地域が時間帯としては非常に大きく変わりますので、そこを集中的に、例えば戸別にビラを配布させていただくという対応をしました。ほか、全体的には区広報紙の全市版に掲載を行ったり、ホームページ、SNS等を活用いたしまして広報してきたところでございまして、周知としてはそのようなかたちで実施しております。以上でございます。

○武智委員

それに関連しまして、私も、30分早く収集してくれるようになったということは非常に良かったと。どういう点で良かったかと言いますと、朝、例えばカラスやその他の鳥が、今、食べるものがなくて、散らかすのですよ。すごくきれいに清掃していただいているのに、朝から汚いものが非常に散乱するなと思っていました。ですが、30分早くしてもらうことによって、散乱している時間、いわゆる汚いなとか、困るなという感じが、比較的早くなったことによって、これはうまい具合に頑張らせていただいているなというふうに評価が上がってきました。私自身も賃貸住宅の経営をしている関係で、たくさん散乱するたびに困ったものだなと思うことが多いです。汚物を見るのも、朝行って、9時頃に出勤することが多いのですが、朝30分早いとい

うことは、出勤よりも前に収集していただけるということになったので、非常にスッキリしているという点で、この点は高く評価したいと思っております。ありがとうございます。

○水谷会長

飯田委員、このご説明でよかったですでしょうか。

○飯田委員

大丈夫です。

○水谷会長

はい、ありがとうございます。少し関連しまして、今までは9時までに出しておけばよかったところが、8時半までに出さないと収集されなくなってしまったようなエリアもあるということでしょうか。

○山下事業管理課長

はい、おっしゃるとおりでございます。先ほどの作業工程で言いますと、車両が1回目に行く場所にかかりましては早いところだと8時半過ぎには収集にお伺いしますので、今までどおり9時までにお出しいただいた場合、収集できないところがございます。先ほどの周知というところでやはり、住民の皆さまに慣れていただくというのが大事であると思っておりますので、6月までの広報とあわせまして、7月以降もそうした状況で収集されていないというようなお問い合わせをいただいた場合は、収集にはお伺いしまして、個別に7月からの収集時間の変更ということでご説明させていただくというような対応をしております。市民生活に直結するものでございますので、丁寧に対応しているような状況でございます。

○水谷会長

はい、わかりました。過渡期の問題だと思いますけど、ご丁寧に対応してくださっているということがよくわかりました。ありがとうございます。

ほかにご意見等いかがでしょうか。ご質問等含めて、WEBでご参加の委員さん方もいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、ご報告についてはここまでとさせていただきたいと思います。もし、改めて気になるところがあれば、あとの機会でも構いませんので。

それでは次、審議の方について、事務局より議題1のご説明お願いいたします。

○小松家庭ごみ減量課長

議題の一つ目といたしまして「ごみ減量の進捗状況と今後のごみ減量施策の検討」について

ご説明をさせていただきます。

資料の6ページをご覧くださいと存じます。令和2年度のごみ処理量等について詳しく掲載しております。この表の一番左側に、ごみの区分を記載しております。その右隣の①が令和2年度の実績でございます、昨年度の実績数値をトンで表しております。また、③で令和元年度の実績値を表しております、その右側の列に①の令和2年度実績から③の令和元年度の実績を差し引きました比較を載せております。さらにその右側、表の一番右側に増減率を表しております。

一番左の「区分」のところをご覧くださいなのですが、「家庭系ごみ」と記載しております、その次から順番に大阪市の家庭系ごみの排出区分であります、普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類、粗大ごみと並んでおります。

資源ごみにつきましては、家庭から排出される缶、びん、ペットボトルや金属製の生活用品、スプレー缶やカセットガスボンベが対象となっております。

容器包装プラスチックにつきましては、プラスチック製の「容器」や、商品を包む「包装」でプラマークが表示されているものになります。

古紙・衣類につきましては、雑誌や新聞紙、段ボールとあわせて、古着等の衣類につきましても市民の皆さまに分別排出のお願いをしているところでございます。

大きく区分いたしますと、「資源ごみ」「容器包装プラスチック」「古紙・衣類」につきましては、各ご家庭で分別して排出していただくようお願いする品目となっております。

それ以外の資源化対象品目以外のごみが普通ごみとなります。また、粗大ごみについては、家庭の日常生活で発生いたします最大の辺、又は径が30センチメートルを超えるもの等を粗大ごみとして収集しておりますが、ご家庭によりまして、出す量や頻度が大きく異なりますことから、有料で収集を行っているところでございます。

次に、その下段に、事業系ごみといたしまして許可業者が収集するごみ等を記載しております。環境系ごみにつきましては、道路清掃で出たごみや不法投棄等で集められたごみの量を記載しております。それらを合計いたしますと91万5,675トン、約91.6万トンというふうになっておりまして、これが令和2年度の実績となります。

ここから資源化（リサイクル）する量を引きまして、実際に焼却工場処理した量が表の中段に記載しております「ごみ処理量（焼却処理量）」となります。

家庭系、事業系、環境系をあわせて、令和2年度の実績は85万4,755トン、約85.5

万トンとなっております。この実績を、令和元年度実績のごみ処理量（焼却処理量）の 93 万 525 トン、約 93 万トンと比べますと、約 7 万 6 千トンの減となっております。

先ほど申しあげましたように、ごみ処理量が大きく減少しているところではございますが、「事業系ごみ」の収集量を見ていただきますと、令和 2 年度が約 49 万 9 千トンとなっております。その列の右側に記載しております令和元年度の収集量が約 57 万 9 千トンですので、約 8 万トン、13.8 パーセントの減となっているところです。これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「緊急事態宣言」や「外出自粛」「新しい生活様式」等によりまして、飲食店や商業施設等の利用を控えるといったことが影響しているものと思われま

一方、家庭系ごみを見てみますと、令和 2 年度が約 41 万 1 千トン、令和元年度が約 40 万 5 千トンで、約 6 千トンの増加。率にしまして約 1.5 パーセントの増となっております。家庭系ごみで、特に高い増加率となっているのが、資源ごみ 5.9 パーセントと、容器包装プラスチック 6.1 パーセントとなっております。

これらも、新型コロナウイルス感染症の影響による飲食の持ち帰りや配達、在宅勤務といった家庭で食事をする機会が増加していることが大きな要因であると考えられます。この「新しい生活様式」もかなり定着したのではないかと思われるため、家庭系ごみの増加傾向が続くことは十分に考えられることから、家庭系ごみにつきまして、さらなるごみ減量施策を進めていく必要があるものと考えております。

続きまして 7 ページをご覧くださいと存じます。こちらのページは、毎年実施しております家庭系ごみの組成分析結果となっております。実際に排出された家庭系ごみの中身を分析いたしまして、どういうものが含まれているのかを調査した結果となっております。

ごみ減量の進捗状況を測る 1 つの指標といたしまして、普通ごみの中にどのようなごみが排出されたかを確認するための組成分析結果を表したのが、この円グラフとなっております。

2 つの円グラフのうち、左側が令和元年度の状況で、右側が令和 2 年度、直近の状況を表した円グラフとなっております。左右の円グラフのそれぞれ左上に四角で囲んでいるのが、分別して排出していただくようお願いしている資源化可能な古紙や資源ごみ、容器包装プラスチック等が、分別されずに普通ごみに混ざっている状況を表したものになります。

左の円グラフの令和元年度では、普通ごみの中に資源化可能物が 23.9 パーセント含まれておりまして、先ほどの 6 ページの表にありました令和元年度の普通ごみの総量から推定いたしますと、約 7.8 万トンの資源化可能物が混ざっていたと推計しております。内訳につきましては

記載のとおりとなっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、右の円グラフをご覧くださいと思います。令和2年度につきましては、普通ごみの中に資源化可能物が25.5パーセント含まれているという結果が出ておりまして、令和2年度の普通ごみの総量から推定いたしますと、約8.3万トンというふうに増加している状況です。依然として普通ごみの中に資源化可能物が混ざっている状況となっております。

次に円グラフの下の方にあります点線で囲んでいるところですが、こちらは食品ロス、いわゆる食べ残しや手つかずの食料品等、本来食べられるのに捨てられる食品の量を表したもので、令和元年度が4万トン、令和2年度が3.4万トンと減少している状況ではありますが、さらに削減していく必要があると考えております。

このように、普通ごみに混ざっている資源化可能物が、普通ごみの約4分の1を占めているという状況がございまして、リサイクルできるものが分別されずに普通ごみとして排出されている状況となっております。

なお、本市では、令和2年の5月27日から9月30日までの間、衣類の収集を一時停止しておりました。これは、新型コロナウイルスの影響で中古衣類を海外へ輸出できなかったことにより、国内で多くの中古衣類が滞留し、収集した衣類を適切にリユースすることが困難となったため行った措置でして、そのことが普通ごみの資源化物混入率の増加にも少し影響しているのではないかと考えております。いずれにしても、この状況に対しては市民の皆さんの分別行動に繋がるような分かりやすい啓発を進めるとともに、プラスチックごみ等の削減の取組をさらに進めていく必要があると考えております。

また、食品ロスにつきましては減少傾向にあるものの、普通ごみのうち約3.4万トンが含まれているという状況であることから、さらなる削減に向けた取組といたしまして、フードドライブ活動の拡大や賞味期限・消費期限についての正しい理解の促進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、8ページをご覧くださいと思います。7ページでは普通ごみの排出状況をご説明いたしましたが、8ページでは、分別排出の状況についてご説明をさせていただきます。

本市の分別品目であります資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類それぞれの分別排出率につきましては、昨年度との比較を表したものになっております。分別排出率は、組成分析調査から割り出した家庭系ごみの総量に含まれるそれぞれの分別対象品目の量のうち、どれくらいの量が分別排出されたかを表したものになっております。

先ほど、普通ごみの中にまだまだたくさんの資源化可能物が含まれているという説明をさせていただきましたが、同時に分別対象品目の排出量も増えていることから、ご覧いただきますように、資源ごみ、容器包装プラスチックの分別排出率の方も増えているという状況になっております。

新型コロナの影響で家庭から排出されるごみが増えてはいますが、分別の方もきちんとやっ
ていただいているということで、リサイクルの意識は一定高まっているものと考えております。

今後につきましては、より一層排出抑制を促進する必要がありますが、その排出抑制の取組
の一つであるレジ袋の削減に関わるデータにつきましては、次の表で示しているところです。

昨年、令和2年の7月からレジ袋の有料化が実施されたところですが、大阪市におきまして
も、急な買い物の時も含めてレジ袋を購入することのないよう、いわゆるエコバッグを常に携
帯する「大阪エコバッグ運動」を推進するとともに、16事業者・1市民団体とともにこの3者
による「レジ袋削減協定」を締結する等、レジ袋削減に向けた取組を進めているところでござ
います。

表にありますように、レジ袋の排出状況につきましては、平成28年度以降、わずかながら減
少傾向にありましたが、令和2年度はその前の年と比較すると「ごみ袋として利用されたレジ
袋」が43パーセント減、「ごみとして排出されたレジ袋」が62パーセントの減というように大
幅に減少しているところです。このレジ袋に関しましては発生抑制、排出抑制が進んでいる状
況にあると考えております。

9ページをご覧ください。今、ご説明しましたような本市のごみの排出状況、リサイクル等
の状況の中で、今後、さらなるごみ減量をめざすための施策といたしまして、大きく家庭系、
事業系に分け、次のような取組を進めてまいります。

まず、リサイクルの取組になりますが、「地域・事業者との連携による新たなペットボトル回
収・リサイクルシステム」の拡大を図ってまいります。

この取組は昨年7月、内閣府からSDGs達成に貢献します先導的取組として選定されました
「SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業」の中核的事業として位置付けられておりまして、
全国の他の自治体に先駆けて実施しているもので、本市が行政回収しております資源ごみのう
ち、ペットボトルだけを地域と参画事業者が連携協働して回収していくという事業になります。

コミュニティビジネスの要素を取り入れることで、市民の分別に対する意識がより一層高ま
るとともに、分別の徹底により、質の高いペットボトルを回収することで、国内におけるボト

ル to ボトル等のマテリアルリサイクルを促進し、プラスチック資源循環の推進につながるものと考えております。

令和 2 年度末現在、328 ある地域活動協議会のうち 49 地域・約 15 パーセントでこのプロジェクトを実施しているところですが、区役所と連携し、令和 4 年度には 50 パーセントにあたる 164 地域で実施。さらには令和 7 年度中には、全地域での実施をめざしているところでございます。

同時に、地域と連携してペットボトルを回収する参画事業者を随時募集しているところがございます。令和 2 年度末現在、3 社が本市と事業連携協定を締結し、参画していただいているところがございます。

それから、大阪府・大阪市の共同提案した内閣府の「SDGs 未来都市及び自治体 SDGs モデル事業」に選定されたところではございますが、これらはプラスチックごみ問題で世界を先導する「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」推進事業としても取組を進めているところで、この「地域・事業者の連携によります新たなペットボトル回収・リサイクルシステム」の展開が具体的な行動の一つとなっているところでございます。なお、この制度のスキーム図を、参考資料といたしまして 21 ページ目に記載しておりますので、また後ほどご参照いただきたいと存じます。

次に、古紙・衣類のコミュニティ回収の拡大を図ってまいります。本市が実施しております古紙・衣類分別収集を、地域活動協議会の地域コミュニティがその主体となって行うもので、地域コミュニティと契約した再生資源事業者が、本市に代わり古紙・衣類の収集を行っていくところでございます。活動地域にお住まいの方は、基本的に収集曜日や排出方法は変わらずに、一方で地域は、大阪市から支援が得られる制度となっております、コミュニティビジネスの要素によります市民の分別に対する意識の高まりも期待できるものとなっております。

令和 2 年度末現在、コミュニティ回収の実施団体は市域のおよそ 3 分の 1 にあたる 109 団体となっておりますが、今後は実施地域、実施団体の拡大に向けた取組を推進し、令和 3 年度中に 160 団体とすることをめざしております。

令和 2 年度につきましては、コロナの影響もございまして地域団体への説明会が開催できないというような状況がございましたが、今後、感染症対策を十分に行いながら説明会を精力的に実施いたしまして、コミュニティ回収拡大に向けた取組の方も強化してまいります。

また、本年 4 月に新設しました「事業者奨励金制度」の効果検証も行いまして、再生資源事

業者の育成にもつなげてまいりたいと考えております。このコミュニティ回収につきましても、参考資料の 22 ページ、23 ページにスキーム図を載せておりますので、また後ほどご参照いただきたいと存じます。

次の項目といたしまして、ごみの発生抑制の取組として「食品ロス」対策をさらに推進いたします。本市におきましては、これまでも生ごみの 3 きり運動、いわゆる「使いきり、食べきり、水きり」の推進やフードドライブ、調理の工夫で食品ロスを減らす料理といったような、食品ロスに対する取組を行ってきたところでございます。

特に、昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催を中止・延期するイベントが相次ぎまして、イベント時に実施を予定していたフードドライブの取組ができない状況が続いておりましたが、今後の状況を見極めながら取組の再構築を図りたいと考えております。

具体的には、イベント時の取組だけにこだわらずに、事業者や区役所と連携して幅広く取組を進める体制を構築していきたいと考えております。まず、事業者の方と協定を締結し、現在 19 箇所で開催しているフードドライブ回収事業について、引き続き店舗等で食品を回収して下さる回収事業者を募集し、取組の拡大を進めてまいりたいと考えております。また、現在 5 つの区役所でフードドライブの受け付けを実施しておりますが、区役所と連携しまして 24 区全ての区役所での実施をめざしてまいります。

あわせて、フードドライブの連携事業者の拡大をめざしてまいります。「フードドライブ連携事業者」とは、回収事業者が店舗等で回収したり、当局がイベント等において回収したご家庭で余った食品を全て引き取り、その食品の賞味期限等を考慮して、適切な期間内に、主に大阪市内にある福祉団体や生活支援を必要とする個人等に無償で譲渡していただく事業者や団体のこととして、こうした事業者や団体の拡大をめざしてまいります。

最後に、家庭系ごみ減量施策の検討課題の一つであります経済的手法の導入、いわゆる「家庭系ごみの有料化」の検討につきましても、前回、第 65 回の審議会におきましても委員の皆さまからご意見をいただきましたが、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

本市における「家庭系ごみの有料化」の議論でございますが、平成 24 年 9 月開催の本審議会におきまして、「さらなるごみ減量をめざす施策の検討」といたしまして家庭系ごみの有料化、焼却工場に搬入する際のごみ処理手数料の改定の検討を示すとともに、翌平成 25 年 3 月策定の「一般廃棄物処理基本計画」におきまして、「ごみ減量目標の達成に向けて、徹底したごみ減量と徹底したコスト削減等を図った上で、家庭系ごみの有料化について検討を進めます」として

きたところでございます。

これまで説明してきましたように、市民の皆さまの分別排出、リサイクル意識はある程度進んできてはおりますが、今後は優先度が高いものの、意識の浸透が遅れている発生抑制やリユースの促進等、ごみとなるものを減らす、物を繰り返し大切に使うという意識を高める必要があると考えております。以上のような状況を総合的に勘案しながら、引き続き、経済的手法導入の検討の方も進めてまいりたいと考えております。

続きまして10ページをご覧くださいと存じます。次に、事業系ごみの減量施策についてですが、まずは「食品ロス」対策についてさらに推進をしてまいります。まず、「食べ残しゼロ推進店」を引き続き募集いたします。これは、小盛りメニューを導入したり、食べ残し削減のポスター掲示等の啓発活動等に取り組む飲食店等を「大阪市食べ残しゼロ推進店」として登録し、大阪市のホームページ等で紹介する取組で、令和2年度末現在、120店舗に登録していただいているところでございます。

また、「食べ残しゼロ」推進につきまして、協定に基づく企業との連携の方も強化してまいります。現在4つの団体と連携協定を締結しておりまして、情報誌への「食べ残しゼロ」に関する記事の掲載や、「食べ残しゼロ」に関するチラシの配布、ホームページでの紹介等を依頼しているところでございます。さらに、飲食店等で食べきれなかった料理を持ち帰りするための容器であるドギーバッグの普及の促進を進めてまいります。

次に、適正区分・適正処理の徹底を図ってまいります。事業系廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に区分いたしまして、それぞれ適切に処分する必要がありますが、その徹底に向けまして、展開検査等で不適物混入等を指摘された排出事業者に対しての指導啓発を行ってまいります。

さらに、条例に基づく指導の強化といたしまして、多量に事業系ごみを排出する建物、いわゆる大規模建築物の所有者や管理者に対し、廃棄物管理責任者の選任及び減量計画書の提出を義務付けておりまして、提出された減量計画書に基づいた廃棄物の減量指導のための立入検査を実施いたします。令和3年度の対象建築物は4,262件となっております、順次進めているところでございます。

続きまして11ページ、「新型コロナウイルスを想定した『ICTやSNSを活用した』啓発活動について」を説明させていただきます。

まず、ごみ減量フェスティバルの実施についてですが、令和元年以前につきましては、毎年10月に大阪城公園太陽の広場で「ごみ減量フェスティバル『ガレージセール・イン・OSAKA TOWN』」

と題し、市民や事業者、行政が一体となりまして、3Rの普及とごみ減量をめざす取組として開催し、例年1万人以上の皆さんにご来場いただいていた催しでございます。しかしながら、昨年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大阪城公園での開催を断念しまして、多くの企業・団体等の協力を得て、子どもから大人までごみ減量・3Rについて楽しみながら理解できる「ごみ減量フェスティバル on Web」を、ウェブサイト上で開催したところでございます。WEBイベントにおきましては、「大阪市ごみ博士検定」や「ごみ減量3R川柳」等、日替わりでプログラムを実施いたしました。今年度も、検討を重ねてきました結果、ごみ減量フェスティバルにつきましてはWEBイベントとして実施する予定でございます。

次に、小学生向けの出前講座、体験学習の実施についてですが、前回の審議会におきましても、委員の先生から「教育の中でごみのことを知ることも長期的に大事になってくるのではないか」というご意見をいただきましたが、本市におきましても、小学生が興味を持って「ごみ減量・リサイクル」について学習することを目的に、環境事業センターの職員が小学校へお伺いする「小学校向け出前授業（体験学習）」を実施しております。この取組につきましても、昨年度は実施する学校数が減少しておりまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止への配慮を行いながら、各小学校への取組依頼を今後強化してまいりたいと考えております。

続きまして12ページ、SNS等を活用した啓発活動といたしまして、大阪市環境局の公式YouTubeチャンネルを設置しておりますが、令和元年6月の開設以来、62のコンテンツをアップいたしました。合計7万回以上再生いただいております。引き続き、動画と音声を活用しましたわかりやすい啓発を実施してまいりたいと考えております。

また、大阪市環境局の3Rフェイスブック、3Rツイッター、3R LINE公式アカウントを活用した積極的な情報発信を進めてまいりたいと考えております。

他にも、令和2年度は夏・冬の2回マイバックキャンペーンを開催いたしまして、合計3,665人の皆さまにご参加をいただいたところです。今後も引き続きウェブ上で開催いたしまして、オンラインアンケートの実施や抽選でエコバッグをプレゼントするといったような企画等を実施してまいります。

最後に、施策やデータの見える化といたしまして、本市では、市民サービスの向上、ビジネスの活性化等を目的としまして、オープンデータの積極的な公開に取り組んでいるところでございます。本市のホームページに情報を掲載するとともに、本市のオープンデータのポータルサイトにも掲載しておりまして、これらを活用いたしましてごみの減量につなげてまいりたい

と考えております。

以上が今後のごみ減量施策の検討内容となっておりますが、委員の皆さまのご経験やアイデア等ご意見を賜りまして、より良い施策としてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上になります。

○水谷会長

ありがとうございました。それでは、ただ今ご説明いただいた内容に関しまして、ご質問等ございませんでしょうか。WEBでご参加の委員の方々からもぜひご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○水谷会長

では、嶋津委員、ご意見をどうぞ。

○嶋津委員

近畿大学の嶋津です。色々ご説明ありがとうございました。お伺いしたいのは、資料8ページ目の分別排出率の推移です。資源ごみと容器包装プラスチック、あと、古紙・衣類で整理されていますが、この古紙と衣類というのはそれぞれ分けて集計をされていないのでしょうか。

○小松家庭ごみ減量課長

古紙・衣類につきまして、資料に掲載している数字は両方を合計した数字になっていますが、内部では、それぞれの数字は把握しております。

○嶋津委員

基本的には、ほかのところも古紙と衣類を一緒にされているのですが、何か理由があるのでしょうか。分けて集計されたほうが、色々対策が取りやすくなるのではないかと思ったもので。

○小松家庭ごみ減量課長

大阪市の分別区分では、古紙・衣類を一つの分別のくくりとしておりますので、資源ごみと容器包装プラスチックと古紙・衣類という分類で数字を掲載させていただいております。

○嶋津委員

課題等は抽出できるというふうに考えられているということなのですね。

○川島事業部長

事業部長の川島でございます。一応、統計的には、古紙も衣類も別々に数字上は把握できるようになっておりまして、これ以降分析等させていただく時にその数字も含めて皆様方にオー

ブンにお示しできるようにしてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○嶋津委員

ありがとうございました。

○水谷会長

少し関連して、7 ページ目で、衣類収集がコロナの影響で一時停止していたということですが、古紙も衣類も収集というのは止めていたということでしょうか。

○小松家庭ごみ減量課長

止めておりましたのは衣類のみでございます。

○水谷会長

分別項目としては古紙・衣類で1つであったけれども、その中で衣類だけは出さないように、古紙に関しては継続して出していただくようにしていたということでしょうか。

○小松家庭ごみ減量課長

はい、そのとおりです。

○水谷会長

わかりました。そういう意味では、先ほど嶋津委員のご指摘にもありますように、ぜひ色々分けてデータを解析していただければと思います。ありがとうございました。

ほかにご意見等いかがでしょうか。あるいはご質問等いかがでしょうか。清水委員、よろしくお願いたします。

○清水委員

ご説明ありがとうございました。いくつか質問と意見というか、コメントがあるのですが、まとめて申し上げてもよろしいでしょうか。

○水谷会長

お願いたします。

○清水委員

まず1点目ですが、7 ページ目の資料で、資源化可能物が普通ごみに混じっている、その量や割合も増えているということですが、特に古紙・衣類のところが増えているということかなというふうに理解したのですが、これが混じらないようになるべく分別してもらうための努力というか、何か呼びかけとか、啓発というのはこの間、されてきたことがあるのかというのが一つの質問です。

それから、聞き漏らしてしまったかもしれないのですけれども、10 ページ目で、事業系ごみの条例に基づく指導を強化というところで、大規模建築物からの廃棄物を減量するように計画書を出させるということですが、これは具体的にはどういう廃棄物を想定されたものなのかということをお教えいただければと思います。

それから 11 ページ以降で、啓発ということで WEB を活用したものや学校での取組等、頑張ってもらっていただけていいことだなというふうに思いました。SNS については私も以前、委員会で発言したこともありまして、このような取組を進められているということを知りまして、さきほどツイッターやフェイスブック等を見せていただいたのですが、まだまだフォロワーが少ないという感じが率直にしましたので、活用方法等、今後、もう少し検討されるというのではないかなというふうに思いました。私は SNS の利用について専門でしているとかそういうわけではないのですが、例えば分別に迷うようなものをこれは何ごみとして出すのがいいのかなとか、あるいはこれまでツイートされていた中でフードドライブをスーパーマーケット（KOHYO（コーヨー））で始めますよというようなツイート等は比較的「いいね」やリツイートが多かったりしたので、具体性のある情報発信を行う等。やはり SNS はすごく情報がたくさん流れていきますので、こちらが知ってほしい、伝えたい、お知らせしたい情報というよりも、具体性がある直感的にわかる、そして見る人が必要としている情報、見る人が見て「あっ、そうか」と思ったり、「これは何かいい情報だな」と思う、あるいは行動にすぐつながるような情報発信というのが、今後も必要ではないかなというふうに思います。若い方もおられると思いますので、どういう発信が効果的に市民の方の行動を変えていくのかということについて、もう少し研究して進めていただけるといいのではないかなというふうに思いました。最後の点は意見になります。以上です。

○水谷会長

はい、ありがとうございました。特に最初の二つに関しては質問ということですので。お願いいたします。

○小松家庭ごみ減量課長

まず一つ目の資源化可能物の分別につきまして、どのように啓発してきたのかというようなご質問だったかと思えます。確かに今回、令和元年度と令和 2 年度の数字を比べますと、資源化可能物の量が増えているということで、今後、これらをいかに分別していただくかということが大きな課題であるというふうに認識しております。こちらにつきまして市民の皆さまに

対し、分別に関するパンフレットでありますとか、ホームページで分別の項目をお知らせするといったようなことをこれまでも取り組んできました。あと、古紙・衣類が特に多いということでしたが、古紙・衣類に関しまして、特に、先ほども説明しましたけれど、行政回収とは別でコミュニティ回収のほうで分別していただくという手法もございますので、そちらのほうで分別していただくというような施策のほうも行っております。そのようにして分別をきちんとしていただきたいと考えているところでございます。

それから3つ目のSNSのご意見ということで、確かにSNSにつきまして、フォロワーの数を今後増やしていくことが課題であるというのは認識しております、先生からもご意見ございました KOHYO（コーヨー）とフードドライブ締結したことでありますとか、先ほどご報告しました午前収集の拡大でありますとか、市民に直結した内容でございますと、かなり注目を浴びることが多いと考えておりますので、今後、市民の皆さまがどういった情報を知りたいのかというところをきちんと把握しながらSNSで発信をしていくことで、フォロワーの数も増やしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○清水委員

これも先ほどのSNSを活用するという話ともつながってくると思うのですが、やはりホームページをわざわざ見るというのは何か知りたいことがあって見るということで、普通ごみに紙を出している人がなんとなく漫然と見るわけではないと思います。なので、もう少し、分別してほしいと思う場合、その行動を変容させるような情報を、こちらからもっと出していけないのではないかと思います。なかなか簡単ではないかもしれませんが、またご検討ください。

○水谷会長

はい。それではもう1点、清水委員から質問が出ておりました大規模建築物への計画の件でご回答お願いいたします。

○指物谷一般廃棄物指導課長

事業系廃棄物担当しております一般廃棄物指導課長の指物谷と申します。よろしく願いします。

まず大規模事業所、大きなオフィス等から排出される一般廃棄物の中で、当然リサイクルできるような廃棄物とリサイクルには向かない廃棄物があります。その事業所の中でごみ保管庫のようなものが当然、建物の1階や地下にあるかと思うのですが、そこにきちんと分別収集の

ボックスがあるか。そして、ボックスがあつてきちんと分別ができているかというようなことを、まず計画書を出していただいて、その計画どおりに分別等がきちんとできているかということ立入検査等で確認をさせていただくということになっております。10 ページに記載させていただいておりますが、令和3年度の対象物件が4,262件ということになっておりまして、現在も順次、コロナ禍ではございますが、十分に対策に配慮をさせていただいた上で、現場調査、実地調査をさせていただいているというところでございます。説明は以上でございます。

○水谷会長

はい、ありがとうございます。清水委員、いかがでしょうか。

○清水委員

はい、ありがとうございます。これ、私は初めて聞いたような気がするのですが、以前からあった条例なのでしょうか。ずっとこういうことはされていたけれども、今回この審議会に情報として出てきたということなのか、新しい条例なのか、そのあたりの経緯をもう少し教えていただけますか。

○指物谷一般廃棄物指導課長

条例がいつからあったかは存じ上げておらず、申し訳ございません。取組としては、平成8年ぐらいから行っていると聞いております。

○清水委員

これは今までにもずっとやられていて、機能していた制度というか。

○指物谷一般廃棄物指導課長

はい、ずっとそのように、行っております。一定の期間ずっと立入検査等もしておりまして、優良な物件には環境局長表彰や、また、もっと長い期間してましたら市長表彰等、表彰もあるという制度でございます。

○清水委員

今回、今後の施策の検討というところに出されたということは、もう少し強化というか、しっかりやるという、そういうことなのでしょうか。

○指物谷一般廃棄物指導課長

はい。引き続きやっていくという、そういうことでございます。

○清水委員

わかりました。これは事業系ごみのさらなる削減につながるという認識でいいのですか。

○指物谷一般廃棄物指導課長

はい、そのように考えております。

○清水委員

何で今、これが出てきたのかなというふうな疑問でしたので。

○水谷会長

少し関連して、私も教えていただきたいのですけれども、減量計画で、どういうものを分別する等というようなことはあるということですが、その発生量の予測みたいなものとか、リサイクル率がどれぐらいというようなものが計画書では出てきているのでしょうか。それに対して、どれぐらい大規模建築なり事業所なりから実態として出ているか、その計画書と実態とのすり合わせみたいなことが確認できているのでしょうか。

○指物谷一般廃棄物指導課長

各企業からいただく減量計画書には、そこまでは出しておりません。

○水谷会長

では、例えばその事業所がどれぐらいの量を出して、昨年これぐらい出していたのを減らしていく等、どのようにしてリサイクルに回すとか、そういうことが書かれているわけではないのですか、この計画書というのは。

○指物谷一般廃棄物指導課長

計画書にはそこまで書いておりません。

○水谷会長

そうすると、この減量計画書というのは、具体的にはどんな計画が提出されて、減量指導のための立入というのは何を実際に見ておられるのでしょうか。

○指物谷一般廃棄物指導課長

先ほど申し上げましたように、各企業や事業者がきちんと分別をするという方向性を示し、それがきちんと実施されているのかを。また、分別ボックス等がきちんと揃えられて、分別が行われているのかということ、立入検査で確認しているというところでございます。

○水谷会長

そうすると、本当にうまく減量できているかどうかの検証みたいなところまでは、まだできていないという認識なののでしょうか。今後さらにそれをしていくということなののでしょうか。今までやっていたことに対して指導を強化すると資料に書いてありますが、今までできていな

かったどういうところをどのように強化していくのか。数を増やしていくことや、今まで大規模としていなかったものを、枠を広げて大規模として扱うこともあるかと思えますし、その枠は広げないけれどもやり方を徹底するとか、基準をもっと厳しくするとか、分別の項目を増やすとか、具体的にどのような指導の強化ということを考えておられますか。

○指物谷一般廃棄物指導課長

残念ながら、分別が一部できていないところ等について、きちんと強化をしていくというところになります。

○川島事業部長

事業部長の川島でございます。今回のその減量の関係の大規模建築物につきまして、もともと対象件数が非常に多くございますので、全て回れるような状況ではありませんでした。その中で、優良な事業者というのもございまして、そこを毎年回っていても非常に効率が悪いので、優良な事業者を回る年数を隔年にするとか、そういったことで立入検査の回数を減らす一方で、ほかの回れていなかったところであったり、状況が悪いところには必ず毎年回って、その指導を徹底するといったようなことをしていきたいというふうに思っているところでございます。

○水谷会長

はい、わかりました。今のお話、私としては減量計画書に関してもどのような内容を書いたかというようなどころに関しては、若干改善の余地もあるのかと感じました。

○川島事業部長

減量計画書につきましては、例えば事務所等のOAの紙であったり、食品類であったり、産業廃棄物も含めてプラスチック類であったり、いろいろな項目の昨年度の実績をもとに今年度はどれくらい減らしていくかという計画を出していただいております。それに基づいて、立入した時には、その計画に基づいた分別がきちんとできているかどうかということを現地調査した上で、できてないところについては計画どおりしていただくように個別に指導をしています。そういった指導を徹底していきたいというのは、これまでもやってきたことですが、継続していきたいというふうに思っております。

○水谷会長

はい、わかりました。清水委員もよろしいでしょうか。

それでは、原委員、お願いいたします。

○原委員

ご説明、いろいろとありがとうございました。さまざまな取組をされているということがわかりました。

11 ページのところに書いてありますさまざまなごみ減量のための啓発を含めた活動、こちら、例えば小学校向けの出前授業というのは非常に積極的にされているということを確認しました。令和元年度は 240 校されて、昨年度は少し減ったということですが、SNS 等での情報発信等に加えて、例えば分別するとか、ごみ減量に関わるとか、そういうことが社会にどう影響を及ぼすのかということ、皆さんが自分自身で考えるということが非常に大事かと。行動変容という意味において効果的かなというふうには考えます。

1 つ質問は、小学校を非常にハイライトされているのですが、これは何か理由があるのかなと思ひまして。例えば、中学、高校とかそういうところでの実施というのは検討されないのかなというふうに思ひました。

もう 1 つは、コメントになるのですが、確かにコロナ禍で実施が難しいということもありますが、資料にも書いてあるように、コミュニケーションを取っているというのは、ツールとしていろいろあるわけです。これは、演習や学習でも一定程度使えるということもあります。大学等でもいろいろな演習等をオンラインで実施することも一定程度は可能かと思ひますので、様態に応じて、生活に対する技術を使ってこのようなことを実施されるといいと思ひます。それから、例えば中学校、高校とか、あるいは、場合によってはその自治会で多世代が集まるような場とかそのような場でも、ごみに対してどのようなことを考える、対応していくのかということ自分で考えるというような場をつくってみる手もあると思ひます。最近で言うと、ごみの話と、例えばよく言われるカーボンニュートラル等の関係で、ごみ分別やごみ処理がどのようにカーボンニュートラルあるいは持続可能性等、そういったことに関係するのかという、少しほかにフックさせながら考えるということも、一定程度効果的かもしれません。そのようにして、皆さん認識を喚起して、できるだけ自分事にして行動変容へつなげるというような活動を、いろんな技術を使ってしていただくといいのではないかなというふうに思ひました。2 点目はコメントとなります。以上です。

○水谷会長

はい、ありがとうございました。では、ただ今の、小学校だけを対象としているのはなぜなのか、中高への展開等はどういうご質問へのコメントをお願いいたします。

○小松家庭ごみ減量課長

小学校の授業でごみの収集に関します授業を行うのが、大体小学校3年生、4年生あたりで、それに合わせまして体験学習ということで環境局から小学校に出向き、例えばパッカー車を使い実演をするといったことをさせていただいているというようなところです。中学校につきましては、今現在のところは行ってないという状況でございます。

○川島事業部長

今の体験学習の件ですけれども、大阪市では「おおさか環境科」という副読本を小学校3年生から中学校3年生までを対象に作成しております、それぞれの年代で環境問題に対して勉強していただくということで、年代別に項目を分けて作成しております。その中で小学校4年生に対して、身近なところから出るごみがどういうふう処理をされているかということをお勉強していただくことで、その一環として出前授業、体験学習、あるいは焼却工場の見学等を、小学校4年生を対象に今のところ行っているということです。

あと、SNSやIT活用した啓発ですけれども、啓発や環境学習というのを、小学校、中学校を対象に行っておりますが、一般の方々を対象にした環境学習というのは、環境施策課というところで取り組んではいるのですが、全市民に広がっていないということもありますので、できるだけその裾野を広げた環境学習というのは、これからの課題であると思っています。特に、ごみの関係については身近な問題ではありますが、いざ、その時にならないと感心を持っていただけないということもあるため、いかに平常からごみのことを自分事として捉えていただけるかということを考えて、ITを使った啓発等、そのようなことをこれから進めていかなければならないというふうに考えているところです。以上です。

○水谷会長

はい、ありがとうございました。そういう意味では、さまざまな立場の委員のみなさんや、あるいは直接この審議会に関わっていない方でも、SNSのフォロワーの方等からの情報、できるだけ幅広く吸い上げるような仕組みがあるといいのではないかと思います。

ほかに、いかがでしょうか。

○原委員

はい、ありがとうございました。小学校、特に受け皿もあったということで、仕組みとしてよろしいかと思いますが、今後、拾い上げていくということと、いろいろ可能性があるというふうに考えていただくといいのではないかと思います。

一つは、ごみの問題ということで、ごみの学習そのものも大事ですけれども、ごみの問題と

というのは、実は社会の問題ですよ。社会の中でのごみの問題というふうに捉えると、どのようにまちづくりに関わるかとか、カーボンニュートラルに関わるかとか、社会をつくるという話とリンクしていく。そういう観点で入っていくと、中学校・高校や、いろいろな世代の方に考えていただけるかたちにつながっていくのではないかと。そういう工夫もあっていいと思いますので、ぜひ広げていくご検討をいただくといいのかなと思いました。以上です。

○水谷会長

はい、ありがとうございました。そうしましたら飯田委員、お願いいたします。

○飯田委員

9 ページの食品ロスについて、聞きたいことなのですが、フードドライブを「区役所と 24 区連携して実施をめざします」と書かれていますが、5 つの区役所では実際実施されていて、残りの区役所ではなぜ実施できないのかと思いました。この 5 区役所以外の区役所ができない原因が何かあるのか、そこを聞かせていただきたいです。

あとは、感想ですが、11 ページの小学生向けの出前授業ですけれども、私も子どもが居りまして、小学校 4 年生の時に「ごみの授業を受けたよ」と言った時に、家でも「これ、分別するよ」「したほうがいいよ」等、すごく教えてくれました。でも、やはり時がたつにつれて、中学生ぐらいになったら、忘れてしまっているというか、そういう記憶がなくなっているんで、せっかくいい教科書あるのに、もし、それを使えるなら、中学生になって、もう 1 度、2 年生とか 1 年生の時に、こういうごみの勉強ができれば、もっと子どもが吸収するのかなと思いますので、もしできるなら、していただけたら、すごくいいと思います。

○水谷会長

では、質問の回答を、お願いいたします。

○小松家庭ごみ減量課長

フードドライブが全ての区役所においてできないのはなぜかということですが、現在 5 区役所で行ってるということで、以前は実施していた区役所もありましたが、やはり新型コロナの影響で、なかなかフードドライブのをできないというような状況でございます。ただ、以前も全ての区役所で実施していたというわけではございません。実施していない区役所につきましては、そもそもフードドライブをやるにはどうしたらいいのかという、やり方がわからないというようなところもあるかと思っておりますので、その点につきましては、区役所でのフードドライブの取組について、一緒に協働しながら行っていきたいというふうに考えておりますの

で、9 ページにも書いていますとおり、今後、24 区全ての区役所でフードドライブを実施していきたいと考えております。

あと、フードドライブに関しましては、区役所だけではなくて事業者とも連携しており、先ほども話が出ましたが、スーパーの KOHYO（コーヨー）でも実施しているところです。スーパーですと区役所よりも市民の方が行きやすいところであると思いますので、区役所だけではなくて事業者とも連携しながら、フードドライブの実施する場所につきましては増やしてまいりたいと考えているところです。

○水谷会長

よろしいですか。はい、わかりました。それではご意見も特にないようすし、少し押ししておりますので、引き続き議題 2 について、事務局からご説明お願いいたします。

○小松家庭ごみ減量課長

議題の 2 つ目、13 ページをご覧いただきたいと存じます。プラスチックごみをめぐります国の動向につきましてですが、冒頭、局長のあいさつにもありましたとおり、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が、令和 3 年 6 月 11 日に公布されたところでございます。この法律につきましては、CO₂削減等気候変動問題解決に貢献するプラスチックごみの排出削減とリサイクルの促進を目的としたものでございまして、詳細につきましては今後、政省令等で定められまして、令和 4 年 4 月に施行される予定となっております。

この法律のポイントは大きく 3 つございまして、1 つ目は、プラスチック製品の設計・製造段階からリサイクルを前提とする等、環境に配慮するよう製造事業者等に求めるという点でございまして、薄型化等ごみの減量につながるような設計であるとか、リサイクルしやすい設計等、製造事業者等が守るべき「プラスチック使用製品設計指針」を策定いたしますとともに、認定制度を設けまして、認定製品の利用を促進していくというものでございます。

2 点目は、プラスチック製の「ストローやスプーンなどの有料化」ということで、こちらにつきましてはすでにメディアでも大きく取り上げられておりましたが、販売や提供の段階でのワンウェイプラスチック、いわゆる使い捨てプラスチックの削減を義務付けていくというものでございます。無料で大量に配られます使い捨てプラを減らすために、ポイント還元でありますとか、有料化、代替素材への転換といったようなことを推進していく内容となっております。

3 点目につきましては、私ども自治体に大きく関連いたします排出・回収・リサイクル段階におきまして、あらゆるプラを効率的に回収・リサイクルするというものでございまして、市

町村の分別収集や事業者の自主回収を促進するという内容でございます。これは、容器包装プラスチックに加えまして、おもちゃやバケツなどのプラ製品も一括して収集する取組を導入いたしますとともに、分別収集体制を全国整備するために、自治体へのインセンティブも検討するというようにされているところです。

この「プラスチック資源循環促進法」につきまして、本市における適用例を次のページ以降でご説明させていただきます。14 ページをご覧くださいと存じます。現行のプラスチックの収集・資源化のフローを表しておりまして、プラスチックのうち容器包装プラスチックについては、今現在、市民の皆さんに分別排出していただいたものを本市が収集をいたしまして、市内5カ所にあります中継地で一時保管したのちに、委託業者が異物除去等を行いまして、再商品化事業者に引き渡すということにしております。再商品化にあたりましては、再商品化にかかります費用の総額のうち1パーセントが市町村の負担となっております。一方、製品プラにつきましては、現在は普通ごみとして排出していただいたものを収集し、焼却処理しているところでございます。

15 ページをご覧くださいと存じます。プラスチックの一括回収の想定イメージになります。今後、一括回収した場合のイメージ図になりますが、市民の皆さんには容器包装プラスチックと製品プラを区別なく排出していただき、それを収集、一時保管の上、異物除去等の中間処理を省略しまして再商品化事業者に引き渡すことが可能になるというふうにされています。このように、プラスチックの一括回収につきましては、異物除去等の中間処理を省略して再商品化事業者に再商品化を委託することができます。また、分別する市民にとってもわかりやすく、プラスチック資源のリサイクル拡大につながることも、本市におきまして平成29年10月に実施しました実証事業でも確認されているところでございます。

しかしながら、現時点におきましては、国から事業スキーム、費用負担などの詳細につきましては示されていないという状況でございます。課題の1つといたしまして、製品プラスチックの再商品化費用につきましては、全て市町村負担になるという可能性が高いということになっております。また、市町村の異物除去作業が省略可能というふうにされていますが、日本容器包装リサイクル協会の引取基準によりましては、引き続き異物除去作業が必要となる可能性も考えられます。現在、リチウムイオン電池などの異物混入によります発火事故ということも問題になっておりまして、そういった課題の克服も必要となってきております。さらに、分別収集体制の整備にあたりまして、家庭ごみの有料化の徹底等の分別努力に応じた市町村に対す

るインセティブというのを検討されているというふうに聞いております。そうしたことから、本市といたしましても、今後、政省令の具体的な内容など国の動向を踏まえ、一括回収にかかる諸課題を見極めながら、プラスチックの削減や効果的・効率的な循環利用の実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、国に対しましても、市民からの理解、協力が得られるよう、プラスチックの一括回収における環境負荷の低減効果、プラスチックを焼却して熱回収した場合と分別回収して資源化した場合のCO₂の削減効果などを見える化することにつきまして要望してまいります。

以上、プラスチックごみをめぐります国の動向に対します現時点での本市の考え方につきましても、委員の皆様方からご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○水谷会長

はい、ありがとうございます。それでは今、ご説明いただいたところに関しまして、ご質問等ございませんでしょうか。いかがでしょう。

では、清水委員、お願いいたします。

○清水委員

はい、ありがとうございます。私もこの国の動きというのは十分まだ理解していないところがあるのですが、これ事業者の責任とか負担ってというのは、どういうふうに想定されているのでしょうか。

○水谷会長

それは製造業者ということですか。

○清水委員

はい。製品の製造業者、あるいは再商品化の事業者というのも出てくるわけですが、それが同じ場合もあれば違う場合もあると思うので、それぞれどういう負担、あるいは責任を負うのかというのはどういうふうになっているのでしょうか。

○水谷会長

わかりますでしょうか。

○小松家庭ごみ減量課長

再商品化の事業者負担につきまして、製品プラについては、市町村負担が100パーセントになるということが、現在想定されております。

○清水委員

ということは、市町村が100パーセントお金を出して、再商品化事業者に再商品化をしてもらうということなののでしょうか。

○小松家庭ごみ減量課長

今現在、国のほうから正式な政省令の通知が出されておられませんので、まだ確定したわけではございませんけれども、聞いております情報では、製品プラの再商品化につきまして、市町村が100パーセント負担になるというふうに聞いているところでございます。

○清水委員

プラスチック製品の製造事業者の方はどうなのでしょう。何か負担があるのでしょうか。

○青野環境局長

環境局長の青野でございます。実は私、プラスチックの資源循環に係る中央環境審議会の下にございます部会にも参加をさせていただいてきました。そういった経過がございますので、含めてご質問にお答えさせていただけたらと思っております。

これまで及び現行では、容器包装リサイクル法という、容器包装だけをまとめて、それぞれ製造事業者のほうから費用負担いただいた分を配分するというような仕組み、もちろん市町村負担もございますけども、そういったことを回してきておりますけども、年々その拠出金が減ってきて、いわゆる市町村負担が増えてきているという動向がございます。一方でやはり世界的な流れでございますが、資源の循環をしていこうという動きがございます。特にプラスチックについてはシンボリックなお話、魚であるとか生き物に対する悪影響を与えるというようなことが広く報道されたというようなことがありまして、なんとかそのプラスチック全体をまずは減らす。それから代替材料に替えていく。そして、どうしても必要なものはリサイクルしていこうと。残ったものは、リサイクルできないものについては、引き続き焼却した上でエネルギー回収するというようなことも考えてはございます。全体として社会的な費用が縮減できる、減少できるということを大前提にいたしまして、この制度を国が考えられたということになってございます。

社会的な費用が全体という中に、ご質問の中に製造事業者がどれだけ負担されるかとか流通の過程であるとか、あるいは消費、それからリサイクルする運搬の事業者等の再生産される側、それぞれにおいてどういうコストがどれだけ発生するかということについての考え方を今、整理しているところと聞いております。そのため、今の段階では具体的にどこがどれだけ負担が

どうなるかということが見えませんので、私ども自治体としては、自治体イコール市民負担ということになりますので、その辺りを軽減していただくよう要望を行っているというような状況でございます。政省令等が出てまいりまして、来年4月をめざして施行ということになってございますので、それまでの間にいろいろ具体化していくのかと思っております。

はっきりとしない回答で申し訳ございません。以上でございます。

○水谷会長

清水委員、よろしいですか。

○清水委員

はい、ありがとうございます。ご専門の方もいらっしゃるかとは思いますが、やはりプラスチックのごみの発生抑制とか環境配慮型設計の促進という観点からも、事業者へのインセンティブという意味でも、事業者の責任とか負担というのがもう少し明確になったほうがいいのではないかとこのふうには思います。もちろん社会的なコスト、広い意味でのコストを市町村が負担するということも理屈としては一定あるのかなと思っておりますが、それ以上に発生抑制のための制度設計というのは必要ではないかというふうに思いましたが、どうなのでしょう。

はい、ひとまず以上です。

○水谷会長

ありがとうございます。

私から確認させていただきたいのですけれども、今、国からそういう施策が出てきて、まだ正直よくわからない、大阪市としても何をどうやっていくかがわからないという段階だと思っておりますが、その中で今この審議会で、議題の1つとしてあげられているというのは、委員への情報提供というような位置付けなのか、あるいはやはり今後に向けて大阪市としてどういうことがやっていけるかというようなことをもう少し議論なり意見収集なりさせていただきたいという意図なのか、そこはどうなのでしょう。

○青野環境局長

今回この議題としてあげさせていただいた目的でございますが、プラスチックの制度が大きく変わるという法律が可決されましたので、それをご紹介しよう。また、これに伴ってやはり自治体の回収が変わる、直接排出をいただく市民の方々、事業者の方々の出し方も変わってくるということで、回収されたその後のごみがどうなっていくのかということも、もちろん

コストも関わってきますのでご紹介したいと。

資料の14ページに紹介している現行のやり方の中で、特に大阪市として問題視してありますのが、右から2番目の「(異物除去)(圧縮梱包)(保管)」というこの部分でございます。これに多額の経費がかかっているというのが大阪市の現状で、これをなんとかできないのかというのが、私どもの国に対するまず課題提案でございます。今回それを含めてご議論いただいて、大きく制度が変わっていく中で、まだわからないところもございませうけれど、異物除去の中間処理については省略をしようということで、一定、大阪市の提案も考慮していただけたのかと思っております。最終的にそれが再商品化される側の事業者においてどういった処理をされるのか、反対にその異物除去等の中間処理が省略されることによって、自治体自身で手間や経費が本当に減るのかというところが非常に悩ましいところですので、そういう動向を十分踏まえて対応していかなければならないというようなことを資料にも書いてございます。委員の皆様方には実際の回収や、分別についての方法について、いろいろな立場からご意見を賜った上で大阪市として意見をまとめていきたいと思っておりますので、今回議題として出させていただいたというような趣旨でございます。

○水谷会長

はい。委員の皆さま、何かご意見・ご質問、コメント等ありますでしょうか。

では、石村委員、お願いいたします。

○石村委員

まず、清水委員のご意見に関するコメントなのですが、製造業者の責任ということで、今、容器包装プラスチックに関しては拡大生産者責任のもとで再商品化にかかるコストを製造業者が委託金として支払うことになってはいますが、製品プラに関してはいわゆるEPRが委託されていない状態であるため、その辺りは清水委員のご意見と同じで、国も製品プラの製造業者に対してEPRを適用させていかないといけないというふうには思っております。

大阪市様のほうに質問なのですが、一括回収は、あくまで今のところ自治体に要請というかたちになっているかと思いますが、自治体としては一括回収するかしらないか、その選択権は今のところはある状態でしょうか。それとも義務化されている状態なのでしょうか。

○川島事業部長

一応、今のところ石村委員がおっしゃったとおりに要請というかたちではありますけれども、15ページに書いてありますように、例えば、「有料化徹底等の分別努力に応じた市町村に対す

るインセンティブが検討されている」というようなことも書いてあります。この分別をすることによって、例えば、まだ確定ではないですけども、施設整備の時の補助金に影響するのではないかということも言われていますので、要請というかたちではありますけども、分別収集に踏み込まざるを得ないような背景があるのではないかというふうには思っております。

○水谷会長

ありがとうございます。いかがでしょうか、石村委員。

○石村委員

ありがとうございます。あと、1点質問よろしいでしょうか。

○水谷会長

はい、お願いします。

○石村委員

ごみの組成調査のところ、7 ページですね。ここで製品プラというのはその他の部分になるかと思いますが、この製品プラの割合は、現在どれぐらいなのでしょう。と言いますのも、今は容器包装プラスチックの収集だけだと思いますが、製品プラも含めることによって、収集コストが大きく増加してしまうようなことも考えられているのでしょうか。

○水谷会長

おわかりでしょうか。

○小松家庭ごみ減量課長

調べさせていただきます。少しお時間をいただきます。

○石村委員

はい、よろしくお願いします。

○青野環境局長

データとしては、ごみの組成分析という調査を実施しておりますので、その一定の調査期間だけの統計資料になるかと思いますがそのデータはまた後ほど。

今回、容器包装プラスチックもまとめて回収することで、どれだけコストアップになるのかということについて今、試算をしているところです。もちろん前提は中間の処理の経費、約 5 億円とか多額の年間経費がかかっておりますけれども、製品プラを含めて一括回収をすることによってどれだけコストダウンが図れるかという観点で判断をしてみたいと。

大阪市は実証段階で、国がいろいろな自治体に協力要請を行い、15 ページに書いております

けれども、平成29年10月実証事業参画いたしました。ある地域で製品プラも含めて一括回収をしたところでもございました。その時の排出者側の利便性、市民にとってはわかりやすいということ。容プラのマークがついていてもこれが本当に分別でいいのかどうか、わかりづらいということが解消できるというのが1点。また、収集してリサイクル事業者の方へ持っていく側にしても、リサイクルできるようなものが十分に出てくるということで、新しく何か発生するような経費というのは、その時は多くならないのではないかという想定で、このような仕組みをつくっていかうと考えております。実際、自治体によってもまちまち実情がございます。容器包装プラスチックでさえまだ分別収集されていない、そういう自治体もございます。今回この法律を制定することによって、全ての市町村で分別回収をするというのが大きな目的でございます。ですから、大阪市としては、容プラは当然率先してやっています。加えて製品プラも一括回収、実証実験も参画させていただいたという経過からすると、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○石村委員

わかりました。ありがとうございます。

○小松家庭ごみ減量課長

先ほどご質問いただきました製品プラスチックの割合ですけれども、容器包装とプラスチック全て合わせて15パーセントということになっています。先ほど、組成の中で容器包装プラスチックが7.2パーセントとありますので、その他のプラスチックは7.8パーセント、約8パーセントということになります。

○石村委員

そうすると、単純に考えるとその収集コストというのは倍になってしまい、約2倍のプラの量を集めないといけないということでしょうか。

○小松家庭ごみ減量課長

量としては増えますが、実際に収集する場合には、その収集の車や作業員等がコストになりますので、単純に2倍になるということではありません。ただ、収集量自体が2倍になるというのは、事実でございます。

○石村委員

わかりました。どうもありがとうございます。

○水谷会長

はい、ありがとうございます。

私も一つだけ、おわかりかどうかお聞きしたいです。14 ページで、今のフローで異物除去等によって残渣 2,500 トンが結局焼却工場に入っていて、計算すると約 15 パーセントになりました。この中には、汚れていてリサイクルできないようなものと、製品プラが間違えて入ってきている分があるのではないかと思うのですが、その割合はわかるのでしょうか。また、先ほどからコストのことをかなり言われていて、税金でやっていることなので当然コストの観点というのは非常に大事だとは思いますが、一方でリサイクル率をきちんと高めていくということも大事だと思います。そういう中、現状として残渣といわれている部分に多くの製品プラが入っているのか、そうでもないのかがわかると、一定、今後の方向性見えてくるのではないかという気がしたものですから質問させていただきましたが、情報はありますでしょうか。

○小松家庭ごみ減量課長

残渣についてですけれども、内訳は出しておりません。容器包装プラスチックで再商品化できないものということで一括して残渣として処分しておりまして、その中にプラスチック製品がいくらあるかというところまで、統計は取れていない状況です。

○水谷会長

はい、わかりました。国の動向もまだちょっとよくわからない中で難しいと思いますけれども、出ているごみの情報が少しでもわかるとまた動きやすくというか、方向性とかもあると思いますので、ぜひそのあたりは可能な範囲でお願いしたいというふうに感じました。

他に委員の皆さま、ご発言いただいてない方もおられて、会場と違って、なかなか雰囲気わからないところもあり、ご指名しづらいですけれども、もし何かぜひに、ということがある場合、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

では、ご意見がないようですので、時間もかなり押しておりますし、いったんここまでとさせていただきます。進行を事務局にお返ししたいと思います。

○奥家庭ごみ減量課長代理

はい、ありがとうございます。本日は委員の皆さまには大変お忙しいところ、ご出席いただき、また、大変多くの貴重なご意見を頂戴し、誠にありがとうございました。本日の審議会はこれで閉会とさせていただきます。

○青野環境局長

最後のまとめのところに入りましたが。初めて WEB 形式で会場と分かれて皆様方に参画をい

いただきました。不慣れな点、多々ございまして申し訳ございませんでした。会場では発言者の顔がスクリーンに映らないということがありましたが、通常はやはり発言者の方の顔を拝見しながら、ご質問の意図を探りながら回答させていただくことになっていくかと思います。私どもの慣れがございまして、大変申し訳なかったですけれども、もう少したくさんの方々のご意見もいただきたかったかと思えます。徐々にスキルアップはしていく予定でございますので、ご理解を賜りたいと思えます。

また、ご発言いただいた委員の方々には本当に貴重な意見を多々いただきました。まだまだわからない部分もある内容も含まれておりますけれども、大阪市といたしましては、やはり市民、事業者の方々に喜んでいただく、ニーズに合ったような施策、制度を推進してまいりたいと考えております。また、コストだけでなく、もっと広い視野からも地球温暖化の観点、このプラスチックを燃やすとCO₂がたくさん出るというようなことも含めて、施策、制度がどうあるべきかというようなことも、またご意見やご助言いただきたいと思いますと思っております。

本当に本日はたくさんのご意見、あるいはもう少しいただけたらという部分を含めて、我々もスキルアップさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○奥家庭ごみ減量課長代理

それでは、これもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。皆さま、どうもありがとうございました。

閉会 16時28分